

# 第104期 決算公告

平成22年6月30日

千葉市中央区富士見1丁目11番11号

株式会社 京葉銀行

取締役頭取 小島 信夫

## 貸借対照表 (平成22年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	44,787	預金	3,172,056
現金	29,138	当座預金	39,192
預け	15,648	普通預金	1,325,738
コ ー ル ー	68,192	貯蓄預金	102,778
商品有価証券	926	通知預金	6,146
商品国債	74	定期預金	1,673,011
商品地方債	852	その他の預金	25,189
有価証券	877,947	譲渡性預金	9,085
国債	656,711	借入金	5
地方債	82,001	借入金	5
社債	85,783	外国為替	86
株式	49,305	売渡外国為替	44
その他の証券	4,144	未払外国為替	42
貸出	2,338,814	その他の負債	10,721
割引手形	12,265	未決済為替借	0
手形貸付	46,348	未払法人税等	2,393
証書貸付	2,128,808	未払費用	5,805
当座貸	151,392	前受収益	1,051
外国為替	1,371	金融派生商品	0
外国他店預け	1,344	その他の負債	1,471
買入外国為替	0	賞与引当金	1,177
取立外国為替	26	役員賞与引当金	60
その他の資産	12,789	退職給付引当金	13,276
未収収益	4,655	役員退職慰労引当金	533
金融派生商品	0	睡眠預金払戻損失引当金	208
その他の資産	8,133	偶発損失引当金	444
有形固定資産	51,724	再評価に係る繰延税金負債	6,447
建物	13,930	支払承諾	15,457
土地	29,283	負債の部合計	3,229,563
建設仮勘定	2,122	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	6,387	資本金	49,759
無形固定資産	198	資本剰余金	39,718
その他の無形固定資産	198	資本準備金	39,704
繰延税金資産	13,866	その他資本剰余金	13
支払承諾見返	15,457	利益剰余金	82,615
貸倒引当金	△ 14,392	利益準備金	10,055
		その他利益剰余金	72,560
		別途積立金	57,720
		繰越利益剰余金	14,840
		自己株式	△ 5,230
		株主資本合計	166,862
		その他有価証券評価差額金	9,978
		土地再評価差額金	5,279
		評価・換算差額等合計	15,257
		純資産の部合計	182,120
資産の部合計	3,411,683	負債及び純資産の部合計	3,411,683

損益計算書

〔平成21年4月1日から  
平成22年3月31日まで〕

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経常収益		73,581
資金運用収益	63,531	
貸出金利	49,835	
有価証券利息配当	13,352	
コールローン利息	342	
預け金利息	0	
その他の受入利息	1	
役務取引等収益	8,111	
受入為替手数料	2,561	
その他の役務収益	5,550	
その他の業務収益	1,167	
外国為替売買益	607	
商品有価証券売買益	7	
国債等債券売却益	553	
その他の経常収益	770	
株式等売却益	308	
その他の経常収益	461	
経常費用		55,663
資金調達費用	5,773	
預金利息	5,746	
譲渡性預金利息	24	
コールマネー利息	0	
債券貸借取引支払利息	1	
借入金利息	0	
役務取引等費用	3,601	
支払為替手数料	551	
その他の役務費用	3,049	
その他の業務費用	38	
国債等債券売却損	38	
営業経費	35,907	
その他の経常費用	10,343	
貸倒引当金繰入額	1,415	
貸出金償却	1,475	
株式等売却損	3,315	
株式等償却	570	
その他の経常費用	3,565	
経常利益		17,917
特別利益		1
償却債権取立	1	
特別損失		158
固定資産処分	158	
税引前当期純利益		17,759
法人税、住民税及び事業税	5,997	
法人税等調整額	1,017	
法人税等合計		7,015
当期純利益		10,744

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

#### 【重要な会計方針】

##### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

##### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

##### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

##### 4. 固定資産の減価償却の方法

###### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他	3年～20年

###### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

###### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

##### 5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

##### 6. 引当金の計上基準

###### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は19,410百万円であります。

###### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

（会計方針の変更）

当事業年度末から「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号平成20年7月31日）を適用しております。

なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

【会計方針の変更】

（金融商品に関する会計基準）

当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年3月10日）を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、有価証券は40百万円増加、繰延税金資産は16百万円減少、その他有価証券評価差額金は24百万円増加し、経常利益および税引前当期純利益は、それぞれ13百万円増加しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 54 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 5,803 百万円、延滞債権額は 26,869 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 757 百万円であります。

なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 2,749 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 36,179 百万円であります。

なお、2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、12,265 百万円であります。
7. ローン・パーティシペーションで、平成 7 年 6 月 1 日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 3 号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、7,885 百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	1,311 百万円
------	-----------

担保資産に対応する債務

預金	2,307 百万円
----	-----------

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 143,847 百万円及びその他資産 101 百万円を差し入れております。また、その他の資産のうち保証金は 2,608 百万円であります。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、652,269 百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法（平成 3 年法律第 69 号）第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 14,900 百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 42,943 百万円  
 12. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,036 百万円  
 13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 4,020 百万円であります。  
 14. 1 株当たりの純資産額 651 円 40 銭  
 15. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。  
 16. 関係会社に対する金銭債権総額 2,172 百万円  
 17. 関係会社に対する金銭債務総額 1,256 百万円

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益
- |                      |         |
|----------------------|---------|
| 資金運用取引に係る収益総額        | 122 百万円 |
| 役務取引等に係る収益総額         | 13 百万円  |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 11 百万円  |
- 関係会社との取引による費用
- |                      |           |
|----------------------|-----------|
| 資金調達取引に係る費用総額        | 1 百万円     |
| 役務取引等に係る費用総額         | 20 百万円    |
| その他業務・その他経常取引に係る費用総額 | 2,147 百万円 |
2. 1 株当たり当期純利益金額 38 円 42 銭
3. 関連当事者との取引

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有） 割合（%）	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼 任等（人）	事業上の 関係				
子会社	株式会社京葉銀 保証サービス	千葉県 千葉市	30	信用保証 業 務	43	1	各種 ローンの 債務保証	被債務保証	90,918	—	—

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成 22 年 3 月 31 日現在)

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	7

2. 満期保有目的の債券 (平成 22 年 3 月 31 日現在)

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	50,090	52,240	2,149
	社債	6,848	7,255	407
	その他	-	-	-
	小計	56,938	59,495	2,556
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	社債	7,097	7,065	△ 31
	その他	4,000	3,843	△ 156
	小計	11,097	10,909	△ 188
合計		68,036	70,404	2,368

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (平成 22 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	-	-	-
関連法人等株式	-	-	-
合計	-	-	-

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	54
関連法人等株式	-
合計	54

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成22年3月31日現在）

	種類	貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	15,034	12,970	2,063
	債券	697,607	672,295	25,311
	国債	549,676	528,973	20,703
	地方債	80,560	78,096	2,463
	社債	67,369	65,224	2,144
	その他	-	-	-
	小計	712,641	685,266	27,375
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式	33,429	42,903	△ 9,473
	債券	62,854	64,003	△ 1,148
	国債	56,944	58,029	△ 1,084
	地方債	1,441	1,449	△ 8
	社債	4,468	4,524	△ 55
	その他	-	-	-
	小計	96,284	106,906	△ 10,622
合計		808,925	792,172	16,752

（注）非上場株式（貸借対照表計上額787百万円）及びその他の証券（同144百万円）については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	7,513	308	3,315
債券	67,852	553	38
国債	51,925	438	-
地方債	8,587	39	-
社債	7,339	75	38
その他	-	-	-
合計	75,365	861	3,353

6. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、株式570百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ50%以上下落している銘柄及び時価が30%以上50%未満下落しており、一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容等により判断し時価の回復可能性がないと認められる銘柄としております。



(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	11,533 百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	5,369 百万円
減価償却費損金算入限度額超過額	1,801 百万円
賞与引当金損金算入限度額超過額	476 百万円
その他	1,506 百万円
繰延税金資産小計	20,687 百万円
評価性引当額	△ 46 百万円
繰延税金資産合計	20,641 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 6,774 百万円
繰延税金負債合計	△ 6,774 百万円
繰延税金資産の純額	13,866 百万円

(自己資本比率)

銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は、10.85%であります。

# 第104期決算公告

平成22年6月30日

千葉市中央区富士見1丁目11番11号

株式会社 京葉銀行

取締役頭取 小島 信夫

## 連結貸借対照表 (平成22年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	45,035	預 金	3,171,287
コールローン及び買入手形	68,192	譲 渡 性 預 金	8,695
商品有価証券	926	借 用 金	5
有 価 証 券	879,046	外 国 為 替	86
貸 出 金	2,338,485	そ の 他 負 債	12,928
外 国 為 替	1,371	賞 与 引 当 金	1,180
そ の 他 資 産	15,194	役 員 賞 与 引 当 金	60
有 形 固 定 資 産	51,735	退 職 給 付 引 当 金	13,415
建 物	13,932	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	541
土 地	29,283	利 息 返 還 損 失 引 当 金	42
建 設 仮 勘 定	2,122	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	208
その他の有形固定資産	6,396	偶 発 損 失 引 当 金	444
無 形 固 定 資 産	204	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	6,447
ソ フ ト ウ ェ ア	3	支 払 承 諾	15,457
その他の無形固定資産	200	負 債 の 部 合 計	3,230,802
繰 延 税 金 資 産	14,099	(純資産の部)	
支 払 承 諾 見 返	15,457	資 本 金	49,759
貸 倒 引 当 金	△ 14,798	資 本 剰 余 金	39,731
		利 益 剰 余 金	83,425
		自 己 株 式	△ 5,243
		株 主 資 本 合 計	167,673
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	9,981
		土 地 再 評 価 差 額 金	5,279
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	15,260
		少 数 株 主 持 分	1,212
		純 資 産 の 部 合 計	184,147
資 産 の 部 合 計	3,414,950	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,414,950

連結損益計算書

〔平成21年4月1日から  
平成22年3月31日まで〕

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		74,439
資 金 運 用 収 益	63,703	
貸 出 金 利 息	50,090	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	13,269	
コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	342	
預 け 金 利 息	0	
そ の 他 の 受 入 利 息	1	
役 務 取 引 等 収 益	8,474	
そ の 他 業 務 収 益	1,502	
そ の 他 経 常 収 益	759	
経 常 費 用		56,475
資 金 調 達 費 用	5,771	
預 金 利 息	5,746	
譲 渡 性 預 金 利 息	23	
コ ー ル マ ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	0	
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	1	
借 用 金 利 息	0	
役 務 取 引 等 費 用	3,635	
そ の 他 業 務 費 用	905	
営 業 経 費 用	35,312	
そ の 他 経 常 費 用	10,851	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,865	
そ の 他 の 経 常 費 用	8,985	
経 常 利 益		17,963
特 別 利 益		15
償 却 債 権 取 立 益	13	
固 定 資 産 売 却 益	1	
特 別 損 失		160
固 定 資 産 処 分 損	160	
固 定 資 産 売 却 損	0	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		17,818
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	6,056	
法 人 税 等 調 整 額	978	
法 人 税 等 合 計		7,035
少 数 株 主 利 益		68
当 期 純 利 益		10,714

#### 【連結計算書類の作成方針】

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

##### 1. 連結の範囲に関する事項

- |                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| (1) 連結される子会社及び子法人等 | 4社              |
| 株式会社京葉銀オフィスサービス    | 株式会社京葉銀キャリアサービス |
| 株式会社京葉銀保証サービス      | 株式会社京葉銀カード      |

なお、株式会社京葉トランスポートは、清算により除外しております。

- |                   |          |
|-------------------|----------|
| (2) 非連結の子会社及び子法人等 | 該当ありません。 |
|-------------------|----------|

##### 2. 持分法の適用に関する事項

- |                          |          |
|--------------------------|----------|
| (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等  | 該当ありません。 |
| (2) 持分法適用の関連法人等          | 該当ありません。 |
| (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 | 該当ありません。 |
| (4) 持分法非適用の関連法人等         | 該当ありません。 |

##### 3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 4社

##### 4. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

#### 【会計処理基準に関する事項】

##### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

##### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

##### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

##### 4. 減価償却の方法

###### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
その他	3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

###### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

###### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

## 5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は19,978百万円であります。

## 6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

## 7. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

## 8. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

（会計方針の変更）

当連結会計年度末から「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号平成20年7月31日）を適用しております。

なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

## 9. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

## 10. 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、返還見込額を合理的に見積り計上しております。

## 11. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

## 12. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

## 13. 外貨建資産・負債の換算基準

当行並びに連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### 14. リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

#### 15. 重要なヘッジ会計の方法

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

#### 16. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### 【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更】

#### （金融商品に関する会計基準）

当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年3月10日）および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日）を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、有価証券は40百万円増加、繰延税金資産は16百万円減少、その他有価証券評価差額金は24百万円増加し、経常利益および税金等調整前当期純利益は、それぞれ13百万円増加しております。

### 【追加情報】

#### （賃貸等不動産関係）

当連結会計年度末から「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第20号平成20年11月28日）及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第23号平成20年11月28日）を適用しております。

### 【注記事項】

#### （連結貸借対照表関係）

#### 1. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,837百万円、延滞債権額は27,007百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未收利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未收利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未收利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

#### 2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は867百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

#### 3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,749百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

#### 4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は36,462百万円であります。

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

#### 5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、12,265百万円であります。

#### 6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、7,885百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 1,311 百万円

担保資産に対応する債務

預金 2,307 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 143,847 百万円及びその他資産 101 百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は 2,642 百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、660,256 百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法（平成 3 年法律第 69 号）第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 14,900 百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 43,001 百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,036 百万円

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 4,020 百万円であります。

13. 1 株当たりの純資産額 654 円 41 銭

14. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、車輛等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 1,527 百万円、株式等売却損 3,315 百万円及び株式等償却 570 百万円を含んでおります。

2. 1 株当たり当期純利益金額 38 円 32 銭

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金や貸出業務及び有価証券投資、並びに国債や投資信託等の販売といった銀行業務を中心に行っております。これらの事業を行うため、資金調達には預金を中心に行い、社債や債権流動化による調達は行っておりません。また、資金運用は中小企業等向け融資や住宅ローンを中心とした貸出業務及び国債を中心とした有価証券投資により行っており、最終的なリスクの所在が不明確な商品への運用は行っておりません。また、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を保有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では資産及び負債の総合的管理(ALM)を実施しております。

デリバティブ取引に対しては慎重な態度で臨み、投機的な収益獲得手段としては取り扱わない方針としております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として貸出金及び有価証券であります。貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、景気の動向、不動産価格の変動等の経済環境及び取引先の経営状態の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。有価証券は国債を中心とする債券や上場株式等であり、主に銀行業務における資金運用を目的として保有しております。これらは、それぞれの発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債の主なものは、一般顧客から調達する預金であり、当行グループの信用状況等の変化や予期せぬ経済環境等の変化により、資金調達力の低下や資金流出が発生する流動性リスクに晒されております。

また、外貨建の金融資産・金融負債が純額で資産超または負債超となった場合、為替相場が変動することにより現在価値や期間収益に影響を与える為替リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行の金融商品に係るリスク管理体制は以下のとおりであります。なお、連結子会社についても当行の管理体制に準じ、各社のリスク・プロファイルに見合った管理を行っております。

##### ① 信用リスクの管理

当行は、「信用リスク管理規定」に定めた信用リスク管理の基本方針、融資の基本姿勢に則り、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額管理、信用情報管理、信用格付、問題債権の対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、営業店のほか融資第一部、融資第二部、個人融資部等の信用リスク管理所管部署が行っております。また、信用リスクを分散するため「与信ポートフォリオ管理要領」を制定し、与信ポートフォリオのモニタリングを行い、その状況については定期的に取締役会等への報告を行っております。さらに与信管理の状況については、監査部による内部監査を実施しております。

##### ② 市場リスクの管理

###### (i) 金利リスクの管理

当行は、「ALM委員会規定」に金利動向の予測、金利リスク量の把握、分析等を行うことを明記し、金利の変動リスクを管理しております。リスク管理を統括するリスク管理部は、ギャップ分析や金利感応度分析等を行い資産・負債の金利や期間を総合的に把握しており、定期的にALM委員会や取締役会等への報告を行っております。

なお、金利変動リスクをヘッジするためのデリバティブ取引は行っておりません。

###### (ii) 価格変動リスクの管理

有価証券の保有については、取締役会で年度ごとの運用計画を決定したうえ、「市場関連リスク管理規定」等に依りリスクの管理を行っております。資金運用を所管する資金証券部及び国際部は、年間の投資限度額を設定し債券及び上場株式等の購入を行うほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報はリスク管理部及びALM委員会に報告し、検討、分析を行っております。

###### (iii) 為替リスクの管理

外国為替取引には、顧客による外貨預金の預入・払出や外貨両替取引、貿易・貿易外取引等があります。国際部では、こうした取引に対し銀行間市場において反対取引を行うことにより、外貨建の金融資産と金融負債のバランスを管理し、為替リスクを抑制することとしております。



### ③ 流動性リスクの管理

当行では、「流動性リスク管理規定」に流動性リスクの適切な管理を行うことを明記し、半年毎に運用・調達のパラメータを考慮した資金計画を策定するとともに、月次・週次・日次で資金繰りを厳格に管理しております。また万一の場合に備えてコンティンジェンシー・プラン（緊急時対応計画）を策定し、様々な事態を想定し対応できる体制を整備しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 22 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注 2) 参照）。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対 照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	45,035	45,035	—
(2) コールローン及び買入手形	68,192	68,192	—
(3) 有価証券	878,113	880,483	2,369
満期保有目的の債券	69,036	71,406	2,369
その他有価証券	809,077	809,077	—
(4) 貸出金	2,338,485		
貸倒引当金（*）	△14,643		
	2,323,842	2,335,953	12,110
資 産 計	3,315,184	3,329,664	14,480
(1) 預金	3,171,287	3,173,446	2,159
(2) 譲渡性預金	8,695	8,695	—
負 債 計	3,179,982	3,182,142	2,159

(\*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

#### (注 1) 金融商品の時価の算定方法

##### 資 産

##### (1) 現金預け金

預け金は全て満期のないものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

##### (2) コールローン及び買入手形

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

##### (3) 有価証券

株式は取引所における取引価格、債券は業界団体が公表する取引価格等の市場価格によっております。自行保証付私募債は、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

#### (4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。また、一部の個人ローン等は、商品ごとの将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

#### 負債

##### (1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	788
その他の証券	144
合 計	932

(注) 上記の有価証券については、市場価格がなくかつ将来キャッシュ・フローが約定されていないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	15,896	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	68,192	—	—	—	—	—
有価証券(*1)	47,554	78,658	230,255	150,738	237,123	61,482
満期保有目的の債券	1,060	890	6,000	—	2,000	58,997
其他有価証券のうち 満期があるもの	46,494	77,768	224,255	150,738	235,123	2,484
貸出金(*2)	484,102	410,319	367,585	212,786	238,391	592,455
合 計	615,745	488,977	597,840	363,524	475,514	653,937

(\*1) 有価証券は、元本についての償還予定額を記載しており、連結貸借対照表価額とは一致しません。

(\*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない 32,845 百万円は含まれておりません。

(注4) 預金及び譲渡性預金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	3ヵ月未満	3ヵ月以上 6ヵ月未満	6ヵ月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上
預金(*)	1,871,478	327,589	527,151	167,346	129,358	148,362
譲渡性預金	550	8,145	—	—	—	—
合計	1,872,028	335,734	527,151	167,346	129,358	148,362

(\*) 預金のうち、要求払預金については、「3ヵ月未満」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成22年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	7

2. 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対 照表計上額を超え るもの	国債	51,090	53,241	2,150
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	6,848	7,255	407
	その他	—	—	—
	小計	57,938	60,496	2,557
時価が連結貸借対 照表計上額を超え ないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	7,097	7,065	△31
	その他	4,000	3,843	△156
	小計	11,097	10,909	△188
合計		69,036	71,406	2,369

3. その他有価証券（平成22年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの	株式	15,034	12,970	2,063
	債券	697,607	672,295	25,311
	国債	549,676	528,973	20,703
	地方債	80,560	78,096	2,463
	短期社債	—	—	—
	社債	67,369	65,224	2,144
	その他	151	74	77
	小計	712,792	685,340	27,452
連結貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの	株式	33,429	42,903	△9,473
	債券	62,854	64,003	△1,148
	国債	56,944	58,029	△1,084
	地方債	1,441	1,449	△8
	短期社債	—	—	—
	社債	4,468	4,524	△55
	その他	—	—	—
	小計	96,284	106,906	△10,622
合 計	809,077	792,246	16,830	

(注) 非上場株式（連結貸借対照表計上額788百万円）及びその他の証券（同144百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	7,513	308	3,315
債券	67,852	553	38
国債	51,925	438	—
地方債	8,587	39	—
短期社債	—	—	—
社債	7,339	75	38
その他	—	—	—
合 計	75,365	861	3,353

5. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、株式570百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ50%以上下落している銘柄及び時価が30%以上50%未満下落しており、一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容等により判断し時価の回復可能性がないと認められる銘柄としております。

(自己資本比率)

銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）は、10.96%であります。